

札幌少年鑑別所

Juvenile Classification Home



札幌少年鑑別所の概要

所在地：北海道札幌市

収容定員：135名

(男子110名、女子25名)

収容対象：家庭裁判所により観護の措置が執られた20歳未満の少年など

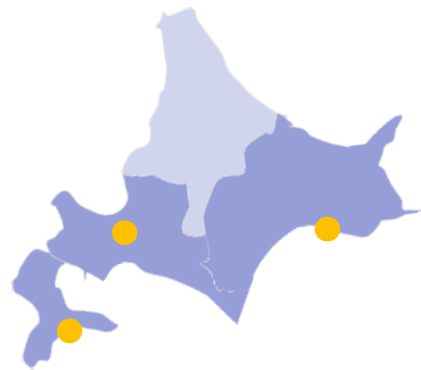
規模：敷地面積 約17,211㎡

施設の特徴

国内最大の管轄地域

当所は、札幌の本所のほか、函館、釧路の2か所の分所を有しています。合わせると北海道内の約3分の2に当たる広大な地域を管轄しています。

非行少年を一時的に収容して、立ち直りに向けて何が必要か、分析を行っています。



相談室「法務少年支援センターさっぽろ」

私たちは「法務少年支援センターさっぽろ」という名称でも活動しています。

これは「地域援助」といって、地域における非行・犯罪防止のための活動です。ご家族の方はもちろん、学校、児童相談所など、青少年の健全育成に関わる関係機関の方からの相談を受けています。

別棟の専用相談室も整備されており、年間200件以上の相談をいただいています。



▲相談室外観

各種御相談・御依頼はお気軽に
法務少年支援センターさっぽろ
TEL 011-787-0111



http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei03_00034.html

沿革

- 昭和24年 少年法・少年院法施行
札幌市南9条西18丁目に設置
- 昭和26年 札幌市南25条西11丁目に新築移転
- 昭和43年 同地で改築工事竣工
- 平成15年 現在地に新施設竣工
- 平成16年 新施設での業務開始
- 平成27年 少年鑑別所法施行
法務少年支援センターさっぽろ開設
- 平成30年 函館少年鑑別所を分所とする組織改編
- 平成31年 釧路少年鑑別所を分所とする組織改編

▼藻岩山麓の旧庁舎と運動場内壁画



地域と連携した取組・地域貢献

地域援助では、次のような取組を行っています。

問題行動の分析や対応方針

家庭からの金銭持ち出しや暴力行為、性の問題行動等について、なぜそのようなことを起こしているのか、心理職がその原因を分析して、結果をお示ししています。

また、今後どのように対応していけば良いか、方針を御提案することもしています。

問題行動への支援・指導

例えば、性の問題行動に対しては、基本的な性教育のほか、専用のワークブックを用いて指導を行っています。認知行動療法に基づく指導経験を有する法務教官などが指導に当たっています。

研修・講演

法務教官や心理職が学校などにお伺いし、研修や講演を行っています。例えば、先生方には、問題行動を起こす少年に対応する上での工夫に関する研修を、生徒の皆さんには薬物乱用防止教室などを行っています。



▲法務教官の指導イメージ



▲学校での薬物乱用防止教室

在所中から社会復帰後へ ～切れ目のない支援を

再犯防止推進法を踏まえて、矯正施設出所（院）者に係る地域援助に力を入れています。

出所前から社会復帰後のニーズに応じた支援を検討、援助していくため、刑務所や少年院、保護観察所と連携しています。

出所後も、本人との面接を続けているなど、円滑な社会復帰をサポートしています。



▲心理職による面接イメージ

所在地

札幌少年鑑別所

〒077-0802

北海道札幌市東区東苗穂2条1-1-25

☎ 011-784-7441